

陳述書

平成 29 年 6 月 21 日

豊橋市では、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、包括外部監査人を募集し実施している。この場合あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないことになっている。したがって包括外部監査人の結果報告の意見等に対して、市職員には地方自治法第 138 条の 2 第 1 項の誠実執行義務等が含まれると解するのが相当である。豊橋市も包括外部監査の報告結果に基づく措置の進捗状況をホームページに掲載している。

しかし、平成 26 年度の当該措置の進捗状況（証拠 10）には、その番号 62 の指摘事項「福祉回数券の利用実績の把握について」は「改善検討中」になっているが検討もしていないことが分かった（証拠 11）し現在も改善に至っていない。さらに議会答弁から「措置をする気もない」ことが判明した（証拠 8）。

措置をする気がない理由に「チケットを数えることが煩雑で困難である。」と豊橋市は述べるが、この理由は全く根拠にかけており詭弁であり、利用実績を把握しないまま放置している行為は誠実執行義務等違反である。

このことについては平成 28 年 9 月議会一般質問議事録（証拠 11）を基に口頭で証明する。

以上の通り、地方自治法第 138 条の 2 第 1 項違反の上に成り立つ公金支出は違法と言わざるを得ない。同法第 2 条 1 4 項が事務処理にあたって最小の経費で最大の効果を挙げるべきことを求め、地方財政法第 4 条 1 項が地方公共団体の経費はその目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえてこれを支出してはならない、と定めている。「福祉回数券の利用実績の把握」もされずに支出されている当該支出は、違法・不当な財務上の支出であることは明らかである。

添付資料

事実証明書

証拠 10:平成 26 年度措置状況

証拠 11:平成 28 年 9 月議会一般質問議事録(抜粋)